

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年8月21日(木) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
// 戸 部 源 房
// 田 中 美 恵 子
// 乾 紳 一 郎
// 高 橋 ミ ツ 子
// 伊 藤 實
// 田 中 人 実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
青 野 直 議員
関 口 和 恵 議員

7. 出席事務局員

事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事務局次長補佐 仲 田 道 弘
主 査 竹 内 繁 教

8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草 間 剛

9. 報告事項及び確認事項

第1 宮城県議会アドバイザー制度、四日市議会市民モニター制度と、附属機関の関係について

10. 協議事項

- (1) 酒井委員の申し入れ書の取り扱いについて
- (2) 条例の型について
- (3) 条例の前文と目的の関係について
- (4) 第二章以降の骨子のあり方について
- (5) 目的について
- (6) シンポジウムのチラシの最終決定
- (7) 今後のスケジュール確認について

開会 午前 9時33分

松野豊委員長 ただいまから第11回議会基本条例策定特別委員会を開会します。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。次第書が1枚ございます。A4、1枚でございます。その次に、流山市議会基本条例骨子（案）というものがホチキスどめでございます。全部で4枚つづりになっております。御確認をください。5枚かな、4枚ですね、4枚。それから、協議事項（1）に関しての酒井委員からの申入書、それから関連資料がA4でとじてございます。6枚のものになります。配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次第に沿って順次進めてまいりたいと思います。2番、報告及び確認事項ということで（1）番、前回及び前々回であったように記憶しておりますが、宮城県議会のアドバイザー制度、それから四日市市議会の市民モニター制度と附属機関の関係、前回附属機関のところ、ここ1時間余り皆さんといろいろ協議というか、議論をしたわけですけれども、宮城県議会アドバイザー制度と四日市市議会市民モニター制度については、少しその専門的な知見を要するというので、草間研究員に少し調べてきていただきましたので、草間研究員のほうから御報告をいただければと思います。よろしくをお願いします。

草間研究員 おはようございます。御依頼がございました事項、2つ、宮城県議会アドバイザー制度と、四日市市議会市民モニター制度について調査してきましたので、発表させていただきます。

まず、宮城県議会アドバイザー制度でございますけれども、こちらは宮城県議会が平成10年からの改革のうち、議会改革検討委員会というのをつくられておまして、その中で提案されたものとして、宮城県議会アドバイザーという言葉を使いまして、こちらが提言書に載った次第でございます。ただし、こちら議会アドバイザーにつきましては、宮城県につきましては、まだ運用実績がございません。また、こちらの議会アドバイザーにつきましても、100条2項の専門的知見が活用されるようになったということで、この専門的知見の活用の中ということで、このアドバイザーを活用していくという御判断になっております。したがって、この100条2項もまだ宮城県議会は使っておりませんので、この議会アドバイザーについてももうたってはいるものの、まだ運用されていないということが実情でございます。

また、四日市市議会市民モニター制度なのですけれども、この四日市市議会の市民モニター制度も、これ古くて平成16年11月にこの市議会モニターというのが設置されております。当時は専門的知見やその附属機関ということがございませんでしたので、何をやったかといいますと、こちら当時の議長様が四日市市議会は自治基本条例を議会がつくったのですけれども、その自治基本条例に関するヒアリングも込めて市民の方々の率直な意見を聞きたいということで、この市議会モニタ

ーというのを設置されました。こちら運用につきましては、議会内の運用ということでございまして、特に根拠たる議会基本条例や根拠法令ございませんでして、議長の諮問的な立場でやられたというお答えをいただきました。主に市民の皆様、学生さんから70歳代というふうに聞いておりますけれども、大体30から40名内で組織されまして、議会を傍聴していただくらしいのです。議会を傍聴していただいたり、委員会を傍聴していただいたりして、その後、議長や議員の方々と意見交換を行うというのが主な目的でございまして、市民の皆様から議会を見ていただいて、その意見をいただく場として、その市議会モニター制度というのを活用されております。こちらも要綱等で運用されているということでございまして、附属機関という位置づけはされていないという2つでございました。

以上が宮城県議会アドバイザーと四日市市議会の市民モニター制度についての概要でございます。松野豊委員長 草間研究員、ありがとうございました。

報告及び確認事項ということではございますが、附属機関については、前回の特別委員会でも議論をしたのですが、結論はちょっと出ませんでしたので、またちょっと時間を見て、今日はちょっと別のいろいろ協議事項がメジロ押しでございますので、余り長くは議論できないのですけども、今の草間研究員の報告について何か御質問、御意見等、委員の方からございましたら、御発言をお願いします。

戸部委員。

戸部源房委員 宮城県議会及び四日市、専門的な知見を活用してということがあるのですけれども、そのことを踏まえて今現在やっていると思うのですが、将来的にはどういうふうに考えているのですか。

松野豊委員長 わかる範囲で結構です。

草間研究員。

草間研究員 宮城県議会におきましては、既に地方分権一括法が制定されたときから、議員提案条例が一番多い議会として活躍されておまして。ただ、この宮城県様の場合は、この議会アドバイザー、専門的知見をまだ議員提案条例の制定の際には活用されていないということでございますので、こちらの活用が今後は広まっていくことは予想されますけれども。四日市市議会の場合も、議会改革はどちら、四日市も宮城県も議会改革が本当に進んでいるところでございまして、その中で専門的知見については活用していくということが予測されますけれども、附属機関については、どちらともまだ確立はされていないというのが実情でございます。

松野豊委員長 それでは、乾委員。

乾紳一郎委員 宮城県議会のアドバイザー制度は附属機関とは関係ないということで、これリンクづけては考えていないののですけれども。この制度の内容は、専門的知見の規定ができたから、それに移行するというふうな形だそうですね。ちょっとこのアドバイザー制度の中身を見たら、要

するに特定の会派がその専門家を依頼したいということで申請をしたら、専門家につなげるというふうな制度だというふうにちょっと理解をしているのですけれども。そうすると、専門的知見の場合には、議決が必要になります。そうすると、特定の会派がというのは、それはみんなで認めればいい話にはなりますけれども、議会全体の問題での議決に基づく専門家への依頼ということになるので、ちょっと性格が違うのではないかなと思うのですが、その辺はわかりますか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 私も乾委員御指摘のとおり、ちょっとその辺気になったので聞いてみたのですけれども、これはもう要するに100条2項の規定だというふうに議会事務局ではもう言うております。ただし、提案された議員の方々の御意見等も、もちろんあると思うのですけれども、会派の対応は、ほとんど政務調査費で行うと思いますので、会派独自に政調費でその専門的な方を雇うという活動が県議会の中でも広がってまいりますので、そういったところで活用していくものだというふうに私は判断しております。

松野豊委員長 ほかはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。それでは、この附属機関、アドバイザー制度を含め附属機関については、また改めて皆さんでちょっと議論する場をつくりたいなというふうに思っております。草間研究員、どうもありがとうございました。

それでは、3番の協議事項に入っていきたいと思います。まず(1)番、皆さんのお手元にもお配りをいたしました。酒井委員から申入書が当特別委員会、厳密に言うと私、委員長あてに提出をされましたので、この取り扱いについて協議をしたいと思います。通常ですと、申入書が酒井委員より提出をされておりますので、通常の議会運営ですと、この提出をされた方からその背景あるいはその内容についてまずは御意見を述べていただいた上で、その上で中身について協議していくという流れですが、今回はまず特別委員会の委員の皆さんに御協議いただきたいのは、この申入書を受理するかしないか、特別委員会として受けるか、受けないかというところをまずは御意見をお伺いをしたいと思いますので、ちょっと通常の順番とは異なりますけれども、まず皆さん、申入書の扱いについての御意見をいただければというふうに思います。

伊藤委員。

伊藤寛委員 今回の酒井委員からの申し入れなのですが、これは会派としてでなく個人でということ。申し入れがされているように見受けられます。ただ、前回のこの特別委員会の中で言われていた話の中では、既に皆さんの合意をいただいて、今回は見送るということで皆さんの意見が一致されている内容なのだと思います。ただ、検討することについてはやぶさかではないというふうな話になっているものだと思いますので。議会ですから、皆さんの合意を得られたものを改めて議案として、また議会の議題として盛り込むべきではないのではないかなというふうに思います。ですから、

今回の申し入れについては、参考として皆さんが確認することはやぶさかではないと思いますが、今回の条例に盛り込まないということでは、皆さん御意見一致していることですから、改めて取り上げる必要はないかなというふうに思います。

松野豊委員長 ほかは御意見ございますでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 意見ではないのですが、個人で出されているということなので、ちょっと会派でどういう議論されたのか、会派の代表の方から説明をいただきたいというふうに思います。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 私は、皆さん御承知のように、会派の代表でもありますし、この特別委員会の副委員長という立場、2つの立場を兼ね備えております。そういう中で、私どもの会派は1年生議員が多く、議会のしきたりというものがよくわからない人が多い部分があると。今回の提案されている部分につきましては、2度の議会基本条例策定特別委員会で皆様の貴重な御意見等をいただきながら、まだ条例に入れるのは時期尚早だろうということで、議会運営委員会等で協議をしていくというような内容になったかと思えます。そういう中で、個人的な熱意を持ってどうしても取り入れたいという酒井さんの意思もありますが、僕の立場としては、これを正式に会派で統一見解として出すということはおかしいのではないかという判断をしました。ただ、同じ会の所属の方たちは賛同するというか、本人が出したい意欲があれば、内容はともかくとして、会派として認めていくべきだという、そういう意見が多かった。今回は、酒井さん個人として、では出してくださいということで出しているのが現状です。あと内容等につきましては、発言はちょっと控えたいと思います。

松野豊委員長 ちょっと補足。今副委員長から、議会運営委員会に取り上げていくということになったというような趣旨の御発言がございましたが、議事録、私もう3度ほど全部読み返しておりますが、そのような発言はございませんので、一応御訂正をさせていただきます。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、この議会基本条例の中で盛り込むべき事項といった中で協議を皆さんでしてきたわけですが、その中で、今回は見送るけれどもということで合意されているということは、私も議事録を読んでまいりました。それで、さらに言えば、今後の改正等あるいは運営していく中で改めて協議した。そういう中で今後取り入れていく可能性もあるわけだというふうに私は理解している。ただ、今回の中には盛り込まないで、今後の課題として残すということが皆さんの合意かなというふうに考えられますので、参考資料というほうがいいのか。また、私は一人会派として代表ですが、会派の中でも6人の中でも、若干それぞれの個人差があってまとまりはなかったということで、酒井さんお一人で委員長に申し入れしたということなので、参考資料でいいのではないかと考えます。

松野豊委員長 ほかは御意見いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 私の方は、選挙についても、それから議会活動についても、ある程度マニフェストをつくって、それを検証していくという形でやっておりますので、将来的には議会の評価あるいは議員の評価をやはりやっていくべきだろうと、そういうふうには思っています。ただし、今回の場合は、議会基本条例の特別委員会の討議の中でいろいろ議論された結果、今回の議会基本条例には盛り込まないと。次期の課題として、これはやっていくことを確認されていますので、そのようにやっていただければと思います。これは議会基本条例でもこれから討議しますけれども、これで絶対ということはありませんので、議会改革はずっと続いていくわけです。その中で重要なテーマとして今後盛り込む、盛り込まないは検討していったほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 ほかはいかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 議会でそれぞれ議論をして、それで合意をして次のステップにいくという段取りを踏むわけですが、その意味で合意をするというか、要するに同意をするということの意味が非常に重くなるので、私も専門的知見の問題のときに結論を保留するというふうな形で、それで改めて申し入れしましたけれども、いろいろ一事不再議ということではないと、もっと自由な議論なので、一事不再議ということではないと思いますけれども、一応酒井さんもたん合意をしたということは自覚されているようなので、私も前回のときに言いましたけれども、この問題でやっぱり議員全員の同意をとっていくのはかなり難しいのではないかという判断をしますので、今後の課題ということで出していただいた資料についてはよく読ませていただきたいというふうに思います。

松野豊委員長 ほかはいかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 前回欠席をいたしましたので、ちょっと経緯がよくわからないのですが、今委員長がこれを受理するか、受理しないかとお話しされたのですが、その意味は受理するということは、これを盛り込むという意味合いなのですか、まず。

松野豊委員長 違います。その条例に盛り込むか、盛り込まないかの議論については、要するに別の話というか、まずその申し入れが出ましたので、要はその申入書を受理して、要するに酒井委員の願意というか、この申し入れの願意は、再度議会基本条例に盛り込みたい項目の中の当選2年経過時全議員取り組みテーマ一覧発表（実績と予定）、それから議会と議員の自己評価、この2つの項目について特別委員会内で再協議、委員の皆さんで再協議をしてほしいということが願意であるというふうに理解しています。では、それを例えばその議会、まず今乾委員もおっしゃいましたけれども、議会制民主主義、議会は合議制であるという基本原則に立ち返ったときに、7月9日と7月31日に議事録を読み返していただくと御理解いただけると思うのですが、十分議論を特別委員会

でしております。十分したものに対してもう一回協議をしてくれというのが申し入れの願意というふうにとらえているので。皆さんの合意、委員の皆さんの合意で、では特に乾さんもさっきおっしゃったように、一事不再議ではないので、本会議の議案でしたら、その会期中に一度結論の出たものをもう一回再協議してくれということは禁止されている規定がありますけれども、ここは特別委員会ですし、この酒井委員から御提案いただいた2つの項目については、議案ではございませんので、委員の皆さんの合意があれば、再度協議をしてもいいかなと委員長としては思っております。ただ、議会は合議制という基本原則に立ち返ったときに、この申し入れを受け入れるのか、受け入れられないのかというまず委員の皆さんの御意見をちょうだいしたいということです。

田中人実委員　ですから、それを委員の判断に投げかけているわけです、委員長が。そうすると、一回合意したものを、こういう申し入れがあれば何度でも議論するチャンスはあるということですね。松野豊委員長　理論上はありますが、流山市議会の過去の実績ではないと思います。そういう実績はないので、今までは議会制民主主義の原則にのっとって、議会は合議制なので、一度御本人も納得されたものをやっぱり違っていました、もう一回協議してくださいということは、今のところ流山市議会の歴史の中ではそれはないというふうになっています。

田中人実委員。

田中人実委員　だから、私が言いたいのは、歴史のないものを諮るということは、前例となる可能性があるわけです、結果としては。それでは、その特別委員会の会議は、正副委員長のもとに取りまとめるわけです。それで、その都度、その都度結論を出しながら前へ進むわけですが、一度結論が出たものを、では再度考え直してくれというのであれば、例えば私が予算決算委員会の2分の1以上を提案しました。ただ、いろんな意見があって反対をされまして、違うところで議論してくればいいということで私は引っ込めたわけですけれども、そういうこともこういう形で協議が許されるのであれば、私もやっていいのかなと、そういうふうに言ってしまうわけです。だから、その諮り方が委員長が受理するかしないか委員に諮るということ自体が、私は釈然としないというか。やはり正副委員長判断で決めてもらうべきだと私は思います。

松野豊委員長　田中人実委員のおっしゃる意味は理解できております。理解できているのですが、それも事前の協議の中で、一昨日特別委員会が12時過ぎに終わった後に、午後から骨子案、今日お示ししている骨子案をつくるのに夜7時ぐらいまで議論しましたけれども、その中でも当然骨子案のことだけではなくて、酒井委員から申し入れが出るということは事前にお知らせがございましたので、その取り扱いについても十分議論しました。その上で、正副委員長判断とするか、委員の皆さんにお諮りするかというのを、どちらが正解というのは私はないと思っているので、田中人実委員がおっしゃるような正副委員長判断で、これは合議制という議会制民主主義の原則に反するから、委員長、副委員長としても受理するつもりはないと、こうシャットアウトする方法もありますし、あるいは委員の皆さんに今日のようにお配りをして、委員の皆さんの御意見もいただきながら、そ

の御意見を伺った上で委員長判断とするという方法、両方ともどちらが正解でどちらが間違っているというのは、ちょっと我々の事前の打ち合わせの中では結論が出なかったものですから、一回ちょっと、この特別委員会は特に議員間の自由討議もしている、ちょっとほかの委員会とは違った形式の委員会ということもありましたので、私の判断で皆さんに御意見をざっくばらんに聞いた上で、この申し入れの受理するか、受理しないかの判断については決断したいということでした。

田中人実委員。

田中人実委員 だから、どちらも正解だと思います、私は。それで、議会基本条例というものが議会改革を積み重ねる中で、その改革の方向性というのを永遠に決めていくというものだと思うのですが、そういうふうになっていくと、前例にないことも当然出てくるわけです、議会改革というのは、では、前例にないことを組み込んでいくのか。では、前例というのは何なのかと。要するにルールづくりです、今までの長い流山市議会の中でのいろんな議論の中でルールをつくってきたことが前例になっているわけです。そこを踏み越えるのか、越えないのかという問題になってくるので。だから、何を言わんとしているかという、そういうことまで憶せずいくのであれば、こういうことがたびたび出てきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 出てきます。今後も出てきます。だから、そういう意味で、正副委員長が投げかけたのであれば、そういう意味で議論をしなければならないし。要するにルールはきちっと踏襲しながらやるのであれば、正副委員長判断だろうと思うのです。そこを言っているのですけれども。

松野豊委員長 ルールは、今田中人実委員がおっしゃったとおりです。ルールに基づいて出したのではなくて、今までの要するに慣例、今までのこの市議会の慣例を逸脱するからどうしようということを出しているわけではなくて、ルールというよりも、先ほどから何度も申し上げているように、議会制民主主義の原則に反するおそれがあるところをむしろ心配しています、ルールというよりも。議会制民主主義は合議制ですから。ですから例えば、ただそこも非常にあいまいもことしているのは、先ほど乾委員がいみじくもおっしゃった、本会議でしたら一事不再議というものが明白にあって、会期中に同じ議案を、一回結論の出た議案を再度引き戻して協議することは明確に禁止されているわけです。その根拠になっているのが議会制民主主義だと私は思っているということです。

田中人実委員。

田中人実委員 議会制民主主義を重視しているのなら、なぜ受理というか、正副委員長のところで受けて、今これ皆さんに諮るのですか。

松野豊委員長 議会制民主主義を重視していますけれども。ですから、本会議場であれば、一事不再議という明確なこれルールというか、何になるのですか。自治法ですか。議会提要、自治法。会議定則の中に規定されているので、もしこれが議案あるいは本会議場の議論で酒井委員が申し入れを

出していたら、これは田中人実委員のおっしゃるように、正副委員長で協議する余地もなく、正副委員長でこれは一事不再議に違反するので、酒井委員、これは受理できませんという形で、今田中人実委員がおっしゃられているような正副委員長判断で出せますけれども、ここはというか、今酒井委員が出されている申し入れの内容については、まず議案ではないと、議案ではない、それから本会議ではなくて特別委員会であるというところに今までの例がないのです。だから、ルールというよりも、その原則のところはどこまで抵触するかが、結局は判断つかなかったということです。

田中人実委員。

田中人実委員 だから、例がなく今協議しているのだから、もうこれが前例でしょう。ただ、まだ結論は出ないけれども、こういう申入書を出せば、一回決まったもので納得できなくて出せば、こういう形で諮ってくれるということですね、今後も。

松野豊委員長 この特別委員会については、そういう形にするということになると思います、この特別委員会については。

田中人実委員 この特別委員会は、そういう委員会の性格だということですね、今後ずっと。一回合議して結論が出ても、後で納得いかなければできるということでしょう。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 多分私の会派で意見を集約し切れなかった部分というのが非常に大きい。その一つの理由というのが、私以外が1期生ということで、それは理由にはならないかもしれないのですが、議会の常識、決まり事というのがなかなか浸透できない部分がありまして、今回の問題につきましても、私以外の方たちはそんなに酒井さんが出したいのなら出してもいいのではないという感覚でいるものでした。そういう中で、やはり勉強と言っては語弊があるかもしれないのですが、議員の発言、今までの経緯、そういった部分の重みというのも、実際には一般社会とは若干違ってきておりますので、そういったこともわかっていただくためには、皆さん方と議論をしていただいて、どうしてだめだということも勉強していただくというようなことも踏まえて、今回は特別な措置になったものと思われれます。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤真委員 皆さんいろいろ出ているようですけれども、これを取り上げていったら、この前使った時間がどうだったのかということになるし、結論の出ているものは、やはり今後検討しましょうという話にはなっている話ですから、今回はこの件については、出されたものを受理しないわけにもいかないから、委員長が受理したのだと思いますけれども、この会議の場で議論する必要はないと思います。そうでないと、すべて田中委員が言われるように、また出してくれば、その時間費やしてやれるのかという話になってきますと、何時間やっても先へ進まない私は思います。議会基本条例、そのものが完璧なものをつくれるわけないので、でき上がった後に修正は可能の条例ですから、そういうふうに考えるべきだと思います。ですから、今回この件については、内容の議

論の対象には外すべきではないかと思えます。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 先ほども申し上げて、さらに追加させていただくのですけれども。今委員長の話聞いていると、これを受理したのは、この特別委員会のみこの機関、こういうことは可能だというのは、私は別にしておいて、酒井委員はもう一度、審議をして、盛り込んでいただきたいと言っているのです。盛り込むまで頑張るわけでしょう。今の合意は、とりあえず先ほどもおっしゃったように、2度の会議の中では、今回の条例案には盛り込まないけれども、今後はこれを大事にして課題としては協議していくと、今後の課題として協議していくという結論に達しているのです。それをもう一回協議してくださいではない。盛り込むまで、盛り込んでいただきますようお願いしたいというのです。そこら辺もあるんで、こういうふうになっていくと、では盛り込まない、盛り込む事項、今までののが振り返ってみたり、また復習して勉強してきて、また気がついてくると、私なんか、ではこういうのもいいねとかとなってしまうので、やっぱりこれは第1回目の議会基本条例策定特別委員会としては、再度繰り返しのようなことはやらないほうがいいと思います。そして、今後続くであろう改正や協議の中で、よりよいものにつくり上げていくというのが筋ではないかなというふうに考えます。したがって、皆さんでこれは参考としてお預かりして今後にしておきたい。これを特例ではなくて前例としていくと、ほかにも大きな影響を及ぼすということもあると。

松野豊委員長 大体御意見よろしいですか。

田中委員。

田中人実委員 私が言いたいのは、以前その盛り込まないけれども、ほかのところで検討するという結果が出たわけでしょう。出て酒井さんが再度こういう申し入れをして、正副委員長が我々委員に諮るというのは、私はおかしいと思う。それはなぜかということ、今後酒井さんも含めて私たち議会基本条例の具体的な条項に入っていくわけです。そのときに必ず意見というのは全会一致のものではなくてくるわけ。そこで、こういうところで委員同士が酒井さんの提案に対して意見を述べさせるということは、お互い委員が一致団結していいものをつくろうという環境がつかれないのです。だから、そこは正副委員長、やっぱり決断をして、そこで酒井委員にお二人が説得すべき話であって、それを引き取ってまた委員に諮るというのは、委員同士の感情というか、そういうものが残るから、そこはもう正副委員長の責任でやってほしかったなと、そういう意味です。

松野豊委員長 そう最初からおっしゃっていただければクリアになったのですけれども。おっしゃるとおりだと思います。一応プロセスを共有しておきますと、十分説得は試みましたが、かなり私も時間を割きましたし、これは電子メールでのやりとりでありましたけれども、約1時間、酒井さんにかみ砕いてメールをさせていただいたつもりであります。その後も事務局と相談しながら、藤井副委員長が会派の代表でもございますから、藤井副委員長からも、これはメールではなくて直接酒井委員に今回のことが議会制民主主義の観点から考えると、少し違うのではないかという申し入れと

どうか、お話はされています。さらに先ほど藤井副委員長からもお話ございましたが、前回の特別委員会終了後に民主市民クラブで議員全員がお集まりいただいて議論もされております。そのプロセスを経た上で、でもこれは酒井委員の信念からということだと思いますが、酒井委員はどうしても申し入れを出すのだということ、ここはもう酒井委員の個人の信念ですから侵害できるものではないと思っておりますので、それで申し入れが出ましたので、申し入れが出た以上、手続上は受理せざるを得ないと、一たん受理せざるを得ないというのが議会事務局とも相談した結果、そういう判断に至ったので、今回この特別委員会で委員の皆さんにお諮りをするという形をとりました。

ですので、田中人実委員がおっしゃるように、委員長の判断が間違っているよというのは、これはもう素直に純粋に私のこの委員会は議会基本条例策定特別委員会ですから、委員長である私のマネジメントが悪かったというのは、これは純粋に素直に反省をさせていただきます。ただ、そのようなプロセスがあったことだけは、皆さんに共有をしておきたいので、そういう議論がない、酒井委員とのやりとりがないまま、いきなりここにぼんと出したわけではないということだけ御理解いただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。ほか御意見特にないようでしたら、今回のまとめとしては、参考資料として、申し入れとしてではなくて、せっかく資料も思いも酒井委員からいただいておりますので、参考資料としての配付にとどめることが1つ。それから、今後申し入れをするに当たっては、皆さん御自身も含めて、一度異議なしということでしたけれども、一度合意したものについて、いわゆる一事不再議といいますが、一度全員が合意したものに関して、後からまた申し入れをするということについては、少し御遠慮を願うという表現が正しいかどうかわかりませんが、少しそこは考えて皆さんで一丸となって議会改革のために取り組んでいくというような整理でよろしいかなと思いますが。

最後にせっかくですので、酒井委員からは御意見、この協議結果を受けて御意見、一言、もしよろしければちょうだいできればと思いますけれども。当特別委員会の判断としては、今回は参考配付にとどめるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 異議なしということですので、そのような結論にさせていただきます。

それでは、酒井委員、もし何かございましたら。

酒井睦夫委員 いろいろと長時間ありがとうございました。私、今回の件は、議事録をじっくり読んでみて、確かに自分自身の反省としてこういう大事な資料を提出していなかったために説得力がなかったと。言い方も非常に真意が伝わらないような言い方もしていたということで、議事録を読んだ上での反省と、それから私自身、いろいろ相談している市民の方にも相談してみてどんなものだろうかというようなことも聞いてみて、ぜひ出したほうがいいという、そういうこともあって、こういうことをやらせていただきましたけれども。経緯は松野さんが説明されたし、皆さんの意見も

よくわかりましたので、自分としてはこれで納得いたしました。ありがとうございました。

松野豊委員長 それでは、協議事項（２）番に入りたいと思います。

前回の特別委員会の議論の中で、条例の型について、いわゆる理念型でいくか、フルセット型で、この議会基本条例を理念型でつくるか、フルセット型でつくるかということについても少し話題が出ましたが、この理念型にするか、フルセット型にするかということにつきましては、今日お配りしていますが、骨子案を正副委員長と事務局と、それから草間研究員とつくらせていただきましたが、この骨子を成文化をしていくという議論の中で今後詰めていくことにしたいと思います。今現時点で理念型かフルセット型かということだけを先行して議論してしまうと、仮に議論して、では理念型にしようとか、あるいはフルセット型にしようというところをこの時点で結論を出してしまうと、そこにばかり縛られて、余り自由な議論であったり、討議であったりということが、もしかすると制約されるかもしれないということで、常に委員の皆様をお願いしたいのは、この条例を理念型にするのか、フルセット型にするのかというのは、ちょっと頭の片隅に置いていただきながら、骨子の内容について少し議論をしていくということで確認と御了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 今フルセット型と理念型と言っているのだけれども、それをもう少しこうだというのがフルセット型と、もう少し説明をしてください。

松野豊委員長 では、済みません。ちょっと事務局の竹内主査のほうからお願いします。

竹内議会事務局主査 以前、当初の特別委員会でも若干触れさせていただいたのですが、例えば乾委員が今回の盛り込みたい条項19番の議論の中で、会議条例の制定というお話がございましたが、議会の運営や組織、委員会の運営や組織、またその他に、議会活動全般に関する事項の全てを網羅し、会議規則・委員会条例などを全て含めて、一つの条例の中に細かく既定しているものが一般的にフルセット型と言われているようなものだとして理解しております。これから御説明をさせていただく骨子につきましては、理念に近い部分という形で、御理解いただければと考えております。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今先行している栗山町だとか、東だと三重県だとかも含めて、基本的には理念型になっているというふうに考えていいのですか。フルセット型というのはあるの、そういう意味で。

松野豊委員長 多分横須賀市議会が、あれ全部一緒になっているかわかりませんが、全部一緒にしたみたいなのが、強いて言えばフルセット型なのかなという感じがしますが、もし事務局とか、あるいは草間研究員、御見解があれば。

では、竹内主査。

竹内議会事務局主査 これがフルセットの形であるとか、これが理念の形であるというはっきりすみわけ出来るような確立したものというものはございません。栗山町も基本的に理念型になるとおも

いますが、条項によってはややフルに近い部分がございます。例えば議決事項の拡大につきましては、議決事項の拡大を図っていくという部分についてのみ条文化していれば、ほぼ理念型でありませんが、議決事項の拡大項目を、例えば基本計画や福祉関連の計画、また、数年以上の計画という細かく具体的な名称まで議決項目として条文に入れていることがフルセットに近づいていくものだとおもいます。したがって、何市がフルセット型、何市が理念型というすみ分けは完全にできないと考えますが、議会基本条例という議会の基本を定める条例の特質から考えて、条文を読んでみて、すっきりした「理念型」かやや細かい部分まで条文化されている「やや理念型」というのが現在制定されている自治体の状況だと考えます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 理解しました。基本条例なので、理念は当然入っていかなくては基本条例にならないので、あとどこまで具体的な制度として盛り込んでいくかということで理解をしたいと思います。

松野豊委員長 それでは、よろしいでしょうか。（３）番にまいりたいと思います。条例の前文と目的の関係について、これは事務局の竹内主査から簡単に御説明いただきますが。実は前回の特別委員会終了後、正副委員長と事務局と草間研究員にもお残りいただいて、先ほど来申し上げているように、この骨子案をつくることをゼロから協議していったのですが、そのときに実は法制担当の職員の吉原さんにも御同席をいただいて、あと仲田次長補佐にも御同席いただいて議論をしていったわけですが。実質私も、あと恐らく副委員長もそうだと思いますが、条例をつくるという体験作業を含めて初めてであり、この委員の中には、既にもういろんな条例を御提案されたり、御自身で条例づくりにかかわられていらっしゃる委員の皆さんもいらっしゃると思いますが、私と副委員長に関しては初めてのことでした。非常に新鮮でもあったのですが。その過程の中で、実は条例には前文と目的というものがございまして、前文が入っている条例と入っていない条例というものもあるのですが、このちょっと前文と目的のところの関係と、その条例をつくっていくに際してどういうふうに考えていったらいいのかという考え方を、もう既に条例をおつくりになられた委員に関しては、既に御案内のとおりというか、必要ないことかもしれませんが、この条例づくり初めてという委員さんも何名かいらっしゃいますので、少し竹内主査のほうから、このまずは前文と目的の関係のところについて御説明を簡単にさせていただければというふうに思います。

竹内議会事務局主査 それでは、私のほうから前文と目的の関係ということで簡単に御説明させていただきます。

まず、導入部分の共通認識といたしまして、法制上、前文は絶対なくてはいけないというものはございませんのでご理解いただきたいと思います。ただし、出来る限り他の自治体等の議会基本条例を読んでみましたが、前文がないというものは一切ございませんでした。まず、この前文の説明に入る前に、条例の基本形は、章があって条がきて、項、号という形でございます。その章の法令本則の前に置かれているものが前文でありまして、「前」に「文」ですから、前文という形のも

のでございます。ここには、法令の趣旨や、基本的立場を述べたものが通常でございます。また、前文に書かれているものは、特にその法令の理想であるとか、厳粛な宣言や、条理策定の経緯、いわゆる策定するまでのプロセス、条例への思い、議会改革の経緯等をうたっているところも多くございます。

また、前文は、法令の顔とも言われておりますので、基本的にたびたび改正する必要が生じるような一時的な表現ではなくて、委員の皆さんの共通項として、恒久的なものである必要があると考えられます。また、今後議論を重ねていきますけれども、条項の中に書いていないものを前文として書の中を書くことは全体の整合がとれませんので、条項の中で議論していく中味をフィードバックしながら前文というものは策定していくべきものであると考えております。

もう一点、前文と目的の関係でございますが、目的は条例本則の中に入っているのが通常であります。今委員長のほうからスクリーンに映し出していただきましたが、この本則の前に先ほど説明しましたけれども前文というものが入ります。この目的というものは、前文の中に含めて表現している条例もありますけれども、今回お配りしています骨子の中では、第1章の中で位置づけしております。前文の中に目的のキーワードを多く含めると前文のボリュームが膨らみます。そうしますと、本則の目的はかなり簡単な表現になってまいります。前文をコンパクトにしますと、今度、本則の目的というものが大きくなって、この幅が広がります。前文と目的をあわせてこの条例の基本的な事項が読みやすく、わかりやすく表現されるべきものであると考えます。

大体まとめますと、ある程度条例のキーワードを前文の中に相当盛り込んでいきますと本則の目的がコンパクトになり、前文をシンプルに表現すると本則の目的が大きくなります。この前文と目的をあわせたボリューム（幅）は、ある程度一定のものとして考えて、前文が多い場合は目的を少なく。また前文をすっきり表現した場合は目的をしっかり書き込むことになるかと考えます。ただし、前文と目的というのは、若干キーワードが重複することもあります。ただし、しつこくならないようにすることが、条文の読み手のことを考えた場合必要であると考えられます。他市の事例のほとんどは本則の目的規定の部分はコンパクトにあっさりとした表現になっております。このスクリーンに映されている境界線の前文が膨らむか、前文をあっさりして目的を大きくするかというのは、これから御議論いただくキーワードをどちらに重みを持っていくかということで形は変わっていくものと考えられます。以上です。

松野豊委員長　ここまでで何か御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長　よろしいですか。骨子案の流山市議会基本条例（案）の骨子というお手元の資料をごらんいただければと思うのですが。前文は特に私たちも事前の協議の中で文章化するのにはちょっと避けました。今日はちょっと議論しませんが、28日に議論しようと思っておりますが、前文の中にこのキーワードは入れたいよねというのを、ちょっと即興で今並べたものが仮に入っています。仮

に入っています。他市の事例なんか、他市の前文などに既に先進市の他市の前文を少し一通り目を通しながら、それぞれその自治体によって、その前文の内容は違うわけですが、その中に出ているキーワードであったりとか、ふだん私たちが議会活動をしている中でこれは大事だよなと思うものをちょっと列挙してございます。今日配付の資料には列挙してございます。この前文づくりにつきましては、8月28日に一日じっくりミーティングをこの特別委員会で行うわけですが、その中で一部KJ法を用いてワークショップ形式で皆さんにこのキーワードをポストイットに1個ずつどんどん思いつく限り書いていただいて、それを皆さんで協議していくという手法をとりながら、少し前文については今日ではなくて28日以降、議論をしていけたらいいなというふうに思っております。

次をめくっていただいて、第1章、総則というのがございまして、その中の第1条、目的というところがございまして、これは一応文章を現時点でこれは確定ではなくて、皆さんにイメージしていただくために案で入れてございます。これちょっと読み上げます。本条例制定の目的。「この条例は、議会運営及び議員にかかわる基本事項を定め、議会及び議員の活動により」ここにちょっと網がけにしてありますが、今流山市議会のキャッチフレーズというものを市議会だよりを利用して活用して市民の方から公募をしています。それから、以前に委員の皆さんにもキャッチフレーズ案をちょうだいしております。このキャッチフレーズについては、10月4日のシンポジウムのときに発表するということになってはいますが、そこで決定したキャッチフレーズをこの中に入れるという意味合いです。例えば市民に開かれた議会というキャッチフレーズに仮に決定したとすると、議会及び議員の活動により、市民に開かれた議会を実現することを目的とするという形で、あくまでも案文ですが、このように書きました。先ほど竹内主査から画面上でも御説明しましたが、前文と目的のボリュームが、前文が長くなる場合は目的を抑えて、目的が大きくなる場合は前文を少し抑えるというお話がございましたけれども、今回のこの案文では、目的を少しスマートに、要するに目的をちょっと薄くしているパターンです。前文のほうを厚くするという方向で、あくまでもこれも案文としてお示しをさせていただいております。

この目的の部分も、今日皆さんには1日前にはお配りしましたが、お配りしたものをすぐにここで議論するというのは、ちょっとなかなか難しいかなというのもあるので、意見交換程度は構わないのですが、8月28日のその1日のミーティングの中で会議の中で前文とこの目的については、両方そのボリュームのバランスも考えながら議論していかないといけないので、本日はその(4)番、次第の(4)番にあるように、第2章以降の骨子のあり方について議論するほうに時間を割きたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。もし何かここまでで御意見、御質問等あれば、委員の皆さんからちょうだいできればと思いますが。よろしいですか。進め方としては、そのような進め方で。

松野豊委員長 それでは、（４）番に移ります。第２章以降の骨子のあり方についてです。こちらでもまず事務局の竹内主査のほうから御説明をいただいていって、その後、皆さんで総論的な議論をしていければというふうに思います。

それでは、竹内主査、よろしくお願いします。

竹内議会事務局主査 それでは、御説明させていただきます。

使う資料といたしましては、本日配付させていただいております条例の骨子案と、前回の特別委員会で配付させていただいた、盛り込みたい条項の整理集約表保存版、こちらを使いまして御説明させていただきたいと思います。それでは、最初になぜこういう形の資料をお示したかということについて簡単に御説明いたします。この資料の骨子案の成り立ちでございますが、今まで数十時間にわたり委員の皆様にご議論いただいた盛り込みたい条項での御発言を、他市等を参考にしながら、項目、いわゆる見出しの部分抽出させていただきました。その後、各項目に規定する内容を今までの議論・発言内容を最大限引用した表現として位置づけし、列挙させていただきました。

総則の部分若干触れさせていただきたいのですが、総則はどんな条例や規定でも、トップ事項として総則規定で占められております。なぜかといいますと、今回の基本条例のように大きな条文をつくる場合には、章に区分して第１章総則という部分から始まっておりまして、この総則部分は条例全体に通じる基本的な事項や原則を盛り込んでおります。本日、メインで御説明させていただきますのは、第２章からとなります。配布したこの表の見方でございますが、左から条、項目（見出し、規定内容）という形にしております。この形はほぼ条文の形に整理しやすい形でお示させていただいておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、具体的に規定内容の部分につきまして御説明させていただきたいと思います。公正性、透明性の確保、市民に開かれた議会という形に表現させていただいた理由でございますが、この何十時間にわたる各委員の御議論の中で一貫したキーワードといたしまして、市勢の発展のため、市民に開かれた議会、市民への説明。いわゆる政党や、地域性にとらわれず、公平な立場で議会運営をしていくべきだという御議論がございましたので、その部分について公正というキーワード、また議論がよく見えるという形のキーワードから透明性という形を表現させていただきました。一貫してこの議会改革の議論の中でも、よくキーワードとして出てまいります市民に開かれた議会というものをこの中で位置づけをさせて表現をさせていただいております。

次の市民に多様な意見の的確な把握、市政反映のための政策立案という部分でございますが、皆様にご議論いただきました盛り込みたい条項集約表の３番、４番の議論の内容を原則として表現をさせていただきます。

続きまして、市民を代表する議決機関、執行機関の市政運営状況の監視というところでございますが、これは２番の議決事項の拡大というところに十分関連していきませんが、議会の機能を原則的にこのような形で表現をさせていただいております。続きまして、流山市会議規則、委員会規則及

び議会の先例、申し合わせ事項の継続的な見直し、こちらの表現でございますが、先ほど田中人実委員の御発言にもございましたように、皆様に御議論いただいた22番、議会運営原則の項目の中で、委員会のあり方や、会議のあり方を、今までの規則にとらわれることなく議論しながら見直していく必要があること。社会状況や、議会の状況に即して継続的に見直しを図っていく必要があるのではないかという、その部分を見出しまして位置づけをさせていただいております。

続きまして、市民の傍聴の意欲を高める議会運営でございます。こちらは、盛り込みたい条項20番、市民と議会の関係の中で、市民の方に傍聴のチャンスを増やしていこうという部分の御発言がございました。これは、この特別委員会では第1回目から多くの方に傍聴いただいておりますが、この特別委員会で既に行われておりますように、闊達な議論の展開をこの委員会に限らず議会全体の規定としていくことが、市民に開かれた議会を実現するために有効な規定ではないかということこちらに表現をさせていただいております。これらの規定内容を集約し、項目の部分で議会の活動原則という表現をさせていただいております。その下に書いております2番、3番、4番、20番、22番というのは、保存版一覧表の関連の整理番号でございますので、後ほど会議録等も含めて御確認いただければと考えております。

続いて、議員の活動原則という部分でございます。一番上の議会は言論の府、合議制の機関であることの認識、議員間の自由な討議の尊重という部分でございます。本日も（1）番の協議事項でもございましたし、数々のキーワードとして出ております言論の府という部分でございますが、先日の26番の御議論でもありましたが、議会は合議体であるという基本的な各議員、委員の認識、同じく議会の使命でもあります議員の自由な討議という部分を重要性という、重要であるという観点から、こちらのような表現をさせていただいております。

続きまして、市政全般の課題把握、市民意見の的確な把握のための自己研さんによる市民の代表としての活動でございますが、こちらは議論した15番に同じ表現があり、市民全体の代表として、市民の意見を的確に判断できる政策能力を自己研さんによって議員自体が取得していくという御発言がございましたので、発言内容をそのまま表現し位置づけしました。

次、団体、地域にとらわれない市民全体の福祉の向上を目指す活動でございますが、議会の活動原則の一番上に公正性、透明性の確保、市民に開かれた議会という形で、議会全体の定義を表現させていただいておりますが、議会を構成する議員の原則といたしまして、公正、透明という部分を議員の活動原則の観点から団体、地域にとらわれない、市民全体の福祉の向上を目指す活動という形で表現をさせていただいております。意味合いとしては、議会の活動原則に位置づけました公正性、透明性と同じような意味合いでございます。

続きまして、会派という部分でございます。この会派という部分は、どこでキーワードが出てきたかと申しますと、12番、議員の身分、待遇、政治倫理というところでキーワードが出てまいりました。会派については、当然また別のテーブルで御議論いただくことになるかと思いますが、一

般的に会派という部分はどういうものであろうかを事前に協議した結果の表現でございますので、皆様の御発言からではないことを、先に申し述べさせていただきたいと思っております。

続きまして、第3章、市民と議会の関係でございます。項目といたしましては、市民参加及び市民との連携という部分で項目を整理させていただいております。規定内容の部分に入りますと、市民への議会の活動に関する情報の積極的な公表による透明性の確保、説明責任、続いて議会報告会、市民対話集会の開催（一般会議、市民報告会の実施）による議員の政策立案能力の強化及び政策提案の拡大でございます。こちらの2点につきましては、関連としまして、4番の議論、13番の議論、20番での議論を集約した表現とさせていただいております。一般会議、市民報告会の実施というのを括弧にしておりますのは、一方の議会では一般会議と言っているものもありますし、議会報告会と言っているものもございますので、これはどちらかの表現で最終的には集約するべきものであるというのは、事前協議の中でもございました。

続きまして、参考人制度及び公聴会制度の活用による議会討議への反映でございますが、まず6番で議論をさせていただきました参考人及び公聴会制度という議論を、ベースといたしまして、26番の附属機関の議論でもございましたけれども、まず附属機関を置くという前提よりも、今ある参考人制度、公聴会制度を活用しながら附属機関が必要なのか、置ける、置けないは別として、そういった議論をしていったほうが良いという議員の御発言もございましたので、6番と26番を集約した形で位置づけをさせていただいております。

続きまして、第4章、議会と行政の関係でございます。項目といたしましては、議員と市長と執行機関との関係でございます。一番上、市長と執行機関との緊張関係の保持、続きまして市政上の論点、争点の明確のための対面演壇方式の一問一答による一般質問、議員の質問に対する市長等の反問権でございますが、こちら以上、上記3点につきましては、一覧表の1番、執行部との関係、一問一答、反問権の議論の内容をこちらのほうに位置づけをさせていただいております。

続きまして、チェック機能の強化と透明性の確保のための文書質問でございます。こちらは御議論いただきました18番の議論を表現しております。透明性の確保という部分でございますが、議論の中でもございましたように、文書質問により執行部との接触の公開という意味も含めまして透明性という表現をにつけ加えて表現させていただいております。

続きまして、地方自治法第96条第2項の議決事件でございます。規定内容といたしまして、法96条第2項の議決事項の拡大という形で表現しております。こちらはもう一つ、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画でございますが、こちらを具体的に書いていますのは、御発言があった具体的事項の部分として書いておりますので、その他をいれるかどうかは、今後の議論とさせていただいております。こちらは盛り込みたい項目の2番に関連しております。ただし、具体的な議決内容につきましては、法に反しない範囲で十分な議論が必要であるということが事前協議の中でありました。

続きまして、市長による政策形成過程の説明でございます。こちらは関連する協議番号としては7番がございました。規定内容といたしましては、市長が提案する計画、施策、事業などに対する説明の要求、ルール化ということでございます。

続きまして、政策の必要性、背景、提案経緯、他団体との比較、市民参加、総合計画との整合性、財源措置、将来コストの説明責任でございますが、こちらは先ほど言いました7番の議論を表現しておりますが、議論の中で今までの執行部と議会の関係は、例えば議会の最終日に報告だけ行い、重要な説明を行ってきていない、悪い現在の流れがあるという御議論がございました。今までの執行部の説明事項はあいまいでルールがなかった。今後、実効性のある表現で、条例に位置づける必要がありますが、今後、実効性を担保できるような表現で、条文化していく必要があるというのが事前の話し合いでございました。

続いて、予算及び決算における説明責任でございます。こちらは今御説明させていただきました7番に関連することでございますが、予算、決算は、いわゆる議会審査の重要事項であるというのが皆様の議論でございました。その議論は盛り込みたい項目22番の御議論でございましたけれども、先ほどの政策形成に対する説明という部分とは切り離して議会審査の重要項目として7番に関連する事項として大きくルール化すべきという観点から位置づけしました。

続きまして、第5章、討論の拡大という部分でございます。項目、見出しの部分でございますが、議会の合意形成、もう一つが討論による合意形成でございます。2本出させていただいたのは、どちらの表現も正解、不正解ということがございませんので、皆様の御発言を最大限に生かすという意味で項目を2つ出しております。規定内容といたしましては、議員相互間の自由討議を中心とした議会の運営、本会議、委員会における十分な議論、討論を尽くした合意形成、議員相互間の討議を拡大するため、積極的な政策提言、条例提案という形で表現させていただいております。こちらは8番の議論を基本に表現しておりますけれども、議員間の自由討議を活発に運用し実行していくために、3番の御議論にある政策提言などの重要性について、同じ項目の中に規定する必要があるのではないかとということで、8番と3番を集約した形でこちらのほうにまとめて表現を位置づけをさせていただいております。

続きまして、第6章、委員会の活動でございます。大きな項目といたしまして、委員会の適切な運用という形で出させていただいております。規定内容、一番上の委員会の構成原則、こちらは（委員会条例に抵触しないように注意）と括弧書きとしましたが、括弧内は条項に盛り込むことではございません。なぜかといいますと、先ほど来もありましたけれども、22番で、審査会などの委員の構成について議論がありましたけれども、第2章の会議規則の中に、会議規則、委員会規則等の継続的な見直しという表現があります。今回のこの部分は運用解釈上、第2章に包括できるかもしれませんが、一たん委員会の適切な運用という中でこちらの位置に表現させていただいております。第2章の会議規則の継続的な見直しという部分と同じ意味合いでこちらに位置づけさせてい

ただいておりますので、仮置きという形でご理解いただきたいと思います。

続きまして、委員会の専門性を生かした適切な運営の部分でございますが、こちらは社会情勢の変化や、新たにこれから出てくると予想される課題に対しまして、所管する委員会の専門性を生かして、協議会や勉強会の開催を含めて迅速な課題に対する対応が必要ではないかという部分が御議論ございましたので、こちらの基本的な運用について位置づけをさせていただいております。

続いて、委員長による委員会の秩序保持でございます。こちらは当たり前のことではございますけれども、委員長報告の作成の部分にも関連して、委員長の職責についてこちらにはっきりと規定をしております。

続いて、委員長自らの委員長報告書の作成でございますが、こちらは16番の議論で、議会事務局の体制整備の中で事務局の負担が増えているとか、いわゆる行政課題が増えており、かなり忙しくなっているので、委員長自ら委員長報告書等を作成し、職責も含めてやっていくべきではないかという御発言もございましたので、こちらの中に一たんこちらに位置づけをさせていただいております。

続いて、委員会による議会費の予算要望書の作成でございます。こちらは直接的な御議論はなかったものでございますが、皆様も直接携わっておられましたように、昨年の平成20年度当初予算要求の段階から、議会費の計上につきましては、常任委員長を中心として取り組んだ実績がございます。この部分につきましては、昨年、今画面にも出ておりますけれども、こういうプロセスで最終的に議会事務局とともに議会費の計上を行った実績がございます。本年度の取り扱いは協議が必要ですが、この取り組みを一過性の活動ということではなく、継続して行っていくことによって、いわゆる議会の権能を高め、議会改革を推進できるという観点から継続的にやっていくことがこれからの流山市議会として必要であり、実績のあるものをしっかりと表現をさせていただいております。これは議会改革の実績であり、流山市議会の目玉という部分にもなってこようかと考えております。

続きまして、委員会の公開でございます。こちらは現在、流山市議会では傍聴規則の改正を行い当たり前のように委員会は公開されているのですが、他の自治体ではまだまだ委員長の許可制で運用しているところが多いのでございます。当たり前でやっているものは、中からは、逆に気づきにくい部分ではありますけれども、これはまさに議会改革の実績でありで、この部分もしっかりと位置づけしていくことが必要であります。流山市議会の「開かれた議会」の特徴ということで、しっかりと規定してはどうかということで表現をさせていただいております。

続きまして、第7章、政務調査費でございます。項目といたしましては、政務調査費の執行及び公開という部分でございます。こちらは11番で御議論いただいた部分を位置づけをさせていただいております。こちらは既に流山市市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則というものがございまして、こちらを遵守して活動をしていく。政務調査費の交付、書類の保管、書類の閲覧、

情報公開についてこの条例や規則には位置づけしておりますので、引き続きこちらを遵守していくという意味で表現をさせていただいております。

続きまして、第8章、議会及び議会事務局の体制整備でございます。項目といたしましては、議員研修の充実強化でございます。こちらは関連した御議論は23番でございます。規定内容といたしましては、議員の資質並びに政策形成及び立案能力向上のための議員研修の充実強化でございます。

続きまして、議会事務局の体制整備でございますが、規定内容といたしましては、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能の充実強化という形で表現をさせていただいております。これは議論で16番、17番の議論を最大限生かした表現とさせていただいております。

議会図書室の利用でございます。規定内容といたしましては、議員の政策形成、立案能力の向上を図るための図書室の充実、これは自治法にも書かれておりますけれども、表現させていただいております。開かれた議会図書室（市民開放）でございます。24番でのもう少し使いやすいという御議論と市民に開放というキーワードを含めて表現させていただきました。

続きまして、議会広報の充実、規定内容といたしましては、情報技術の多様な手段の活用による議会広報の充実でございます。これは、14番で御議論いただいたものを位置づけをさせていただいております。既にこの特別委員会が対応しているところでございますけれども、この特別委員会は会議録を約10日で整理し、皆様に御確認をいただいて、約3週間でホームページにアップするという、かなりのスピードで公開をしております。既に実施しておりますので、当たり前のようなことでございますが、このような活動を積極的に今後も行っていくと。今後も、情報公開を推進していくこと自体が、流山市議会全体としての取り組みとして必要ではないかという意味合いで情報技術という表現をさせていただいて、こちらに位置づけをさせていただいております。

続きまして、専門的知見の活用でございます。規定内容といたしましては、市の重要課題に対応するための専門的知見の積極的な活用という形でございます。この特別委員会は、既に草間研究員にも御出席していただいておりますように、プラスの活用として専門的知見を活用しております。関連として16番、17番の御議論を位置づけさせていただいておりますが、なぜこの項目、いわゆる見出しという部分に持ってきたかということでございますが、先ほど説明いたしましたように、建設的な課題に対して専門的知見を活用している自治体というのは、全国でもまだまだ少ないようでございます。何か問題が起きたときに調査するという部分で活用した自治体が多うございまして、絶対活用しなくてはならないという意味ではなくて、専門性を活用することによって、議員の政策立案能力の向上にもつながるという意味も含めまして、活用実績のある流山市の特筆すべき点であるという部分から、大きく項目として表現をさせていただいております。

第9章、議員の政治倫理、身分及び待遇でございます。項目の部分は、議員の政治倫理でござい

ます。こちらは先ほどの政務調査費と同じでございますが、既に流山におきましては、議員の政治倫理条例がございますので、その部分を含めまして、規定内容といたしましては、議員の倫理性の自覚と流山市議会政治倫理条例の遵守という形で位置づけをさせていただいております。この部分は、御議論の中で今まで何回か出てきておりますが、議員の品位というキーワードもございましたので、この部分も含めて表現をさせていただいております。倫理性という形で表現させていただいておりますのは、議員としての道徳であるとか、モラルであるとかという意味で倫理性といたしました。こちらは12番の議論を中心として、15番の中の議論で出てきましたキーワードの品位という部分を成文化していく中で御議論いただきたいという意味で、こちらに含めて表現をさせていただいております。

続きまして、議員定数でございます。規定内容といたしましては、議員定数の改正に当たっての考慮すべき視点について規定をしております。これは、10番の御議論の中でありました議員定数についてこちらのほうに規定をさせていただいております。

続いて、議員報酬でございます。規定内容といたしましては、議員報酬の定期的な見直しや改正について考慮すべき視点ということでございます。御議論の中では、委員会または議員からの提出による改正という部分もテーマとして取り上げられたように記録されております。これは議員が議員報酬について自ら提案するのか云々という部分については御議論のあるところではございますが、今までの議論の経過からこちらに位置づけをさせていただいております。関連としましては、5番の議論でございます。

第10章、最高規範性で見直し手続でございます。項目といたしましては、最高規範性という部分でございますが、これは議会運営にかかわる最高規範性の定義ということで、一たん仮置きをさせていただいております。これは関連といたしまして、21番の議論の中で位置づけをさせていただいております。ただ、議会運営にかかわる最高規範性なのか、議会にかかわる最高規範という表現にするかは、御議論の中ではまだ結論は出ていないと記録されておりますので、今後成文の中で御議論していただくものとして仮置きをさせていただいております。

もう一点、一般選挙後、議員への速やかな議会基本条例の研修の実施という部分は、御議論の中で直接はなかったのですが、条例はつくりっ放しではなく、議員全員が常にこれを遵守していくべきだという部分も議論としてございましたので、重要なポイントとして位置づけをさせていただいております。内容としましては、一般選挙後という表現はあくまでも仮でございますけれども、今後も継続して全議員がこの議会基本条例を遵守していくために最高規範性の認識をする意味で、周知徹底の重要性を考え、表現をさせていただいております。

続きまして、見直し手続でございます。条例、目的の達成等の検証でございます。これは、皆様の御議論で数々ございましたけれども、条例はつくれば終わりということではなくて、条例をつくってからがスタートであり、議会改革のさらなる推進のスタートであるという御議論がございまし

た。議会改革の推進というのは、この条例制定で完結するものではないという意味と、運用されていって初めて生きる条例になるため、その検証も含めしっかりと規定していく必要があるのではないかと、見直し手続というものを位置づけさせていただいております。これは、時期を決めた義務規定、いわゆるいつには必ず見直しを行うという義務規定にするか、また必要に応じて見直しを図っていくという努力規定にしていくかは、今後成文していく中で、これを入れるか、入れないかも含めて御議論いただくものと考えております。また、当然のことではあります、もう一つとして、検証結果による条例改正を含む適切な対応措置というところでございます。これは、条例の検証に基づいて、当然改正が必要であれば、措置として対応していくという部分で位置づけをさせていただいております。

以上が本則についてでございますが、もう一つ、附則という部分を入れさせていただいております。附則というのは、本則の後に置かれておまして、附属的な字句を示すことになっております。通常、この内容というものは、今回お示しさせていただいております施行期日や、経過措置というものなどが入っております。これは仮ではございますので、今後議論いただきたいと思っております。なぜ今回お示したかという経緯だけ御説明させていただいております。施行期日でございますが、この条例は平成21年〇月〇日から施行するという表現をしております。

この条例といいますのは、皆様御承知のとおり、議決をして、その内容を決定し、その後、公布という行為が行われます。公布によって広く皆様に公表されるわけなのですが、それだけで条例の効力が発生するわけではございません。施行というものがあって初めて効力が作用いたします。施行日を決めなくても自治法の中で公布をして10日たてば自動的に施行されてしまいますので、施行日を定めていないものも実際ございます。ただ、この施行期日はいつがいいのかということにつきましては、一般的に公布の日からとするというものはありますけれども、これは立法政策上いつにしなくては、またどういう表現しなくてはいけないという決まりはございません。ただ、法令は、議員また市民の方に守られて初めて生きていく条例となると考えられます。どういうふうにするかというものを含めまして、当然周知が必要ではないかということを考えて、公布の日そのまま施行されるのではなく、ある程度の周知期間をつくり、一たん〇月〇日から施行するという形の表現にしております。もう当然周知されているという結論になれば、公布の日からという表現になるかとは思いますが。

続いて、経過措置でございますけれども、「この条例の施行の日から〇月〇日までは、第何条中、一般質問における一般……一問一答方式で行うは、一般質問における何々と読みかえて適用する」という表現に、させていただいているのですけれども、例えば今回新しく条例を制定することによりまして、市民参加を含め、議会運営の秩序というのは、多かれ少なかれ、多少変動が起きてまいります。例えばの項目として、今年の6月議会から試行されている、一問一答方式の一般質問がございまして、現在一括質問をするか、一問一答にするか、選択制になっておりますので、条例施行

日から全員が一問一答を義務化すると、一括質問をされている方は一問一答にすぐ切り替えなくてはなりません。その方向性が一定の部分で決まるまでは、読みかえ規定という形で経過措置をとり運用していくことが通常、条例制定の中では行われております。

ここに経過措置を入れているのは、今回の条例制定によりまして、急激な変動が起こりますと、議会運営の秩序が多少乱れてくる可能性がございますので、新旧の秩序の移り変わりを円滑に行わせるためにこのような経過措置というものを条文の中に入れているのが、この条例の特徴の一つでもあります。この経過措置という部分は、今後成文化していく中で当然追加してくるものもございますので、今回は代表的なものとして一問一答というものを例として、こちらに表現をさせていただいております。

以上でございます。

松野豊委員長 竹内主査ありがとうございました。済みません。ただいまの時刻11時10分でございます。少し委員の方には次第書に一度目をお通しいただきたいのですが、現在（４）番についての御説明を竹内主査からいただきました。実は（４）、（５）、（６）、（７）と本日は予定しておりますが、（６）、（７）に恐らく15分から20分ぐらいお時間をちょうだいしたいというふうに思っておりますので、今から約40分間、時間は限られておりますけれども、11時50分前後まで、この（４）と（５）、先ほどこの目的については、冒頭に私のほうで8月28日の特別委員会でも議論する余地がございますということをお話しさせていただきましたが、この第2章以降の骨子のあり方、あとあるいはその特に規定はしませんので、目的について時間の許す限り意見交換をして、その後は8月28日の特別委員会に繰り上げていくというか、議論を送りたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。大体40分程度ですけれども、皆さんの御意見、どんどんいただければと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 暫時休憩をします。10分間休憩をして、そうしましたら11時20分から再開をして30分程度、20分から30分程度、時間の許す限り意見交換をして、その後（６）番、（７）番という形にしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。再開は概ね11時20分としたいと思います。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時23分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどはちょっと11時50分ぐらいまで議論をしましようということで休憩に入りましたが、ちょっとその後の予定も、議会の予定が自治基本条例協議会であったり、総務委員会であったり、代表者会議であったり、いろいろ本日は会議がメジロ押しでございますので、委員の皆さんからも12時ジャストで終わろうということで

ございましたので、ちょっと時間が短くなって恐縮なのですが、15分から20分程度、後ろの時計で11時40分まで時間の許す限り皆さんの御意見をいただいて、その後、次第書の（6）番、（7）番を協議して、12時ジャストには終わるという目標でいきたいと思っておりますので、御理解と御協力よろしく申し上げます。

それでは、委員の皆様のほうから第2章以降、それから目的について何か御意見あるいは御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 時間も無いようですので、簡潔に。まず1点目、委員長に確認ですが、目的の中で議会キャッチフレーズの審査のやり方についてとかというのは、話し合っていなかったように思うのですけれども、シンポジウムのときに発表するとおっしゃっています。その審査は発表するのだけれども、頭でやってしまうのか、投票で決めていくのか、審査会なのか、これは決まっていますか。

松野豊委員長 お答えします。

まず、議会だよりで広報した市民の方に公募をしたものの締め切りが9月5日となっております。9月5日が終わった時点で、事務局のほうで御集計いただいて、以前に委員の皆さんからいただいたキャッチ案も含めて、一たん一覧表にしようと思っています。その後、9月5日から9月30日ぐらいまでの間に、一度特別委員会を開催をさせていただきまして、そこで審査をしたいというふうに思っております。それを投票制にするのか、あるいは合議というか、協議のもとに決めていくのかについては、まだ現時点ではちょっとノーアイデアといえますか、決めておりません。これについては、9月5日締めた段階で、正副委員長と事務局のほうでどのような審査をしていくかということについても一たん協議をして、皆さんにこのような審査方法でいかがですかということでお示しをできたらいいかなというふうに考えております。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 では、2点目です。市民と議会の関係の第3章、市民参加及び市民との連携の中の2番ですが、これは議事録には多分私発言していると思うのですけれども、議会報告会、市民対話集会の開催、これをどういうふうな形で実施していくのかというのは、それぞれやっていることも結構だけれども、一般市民を対象とした対話集会の現実問題としてどのように行うのかをもう少し検討する必要があるのかなということを申し添えておきます。

それと、4章の議員と市長と執行機関との関係の中の④番、議員の質問に対する市長等の反問権について、これは非常に大事だと思います。この反問権は、本当に全員慎重に検討すべきだというふうに思います。この反問権は、議会の議員発議なんかにおいての反問権は、十分私は理解できると思います。しかし、一般質問までに反問権をつけてしまうと、結局場合によっては、議員の質の問題もあると思いますけれども、やっぱり議員つぶしみみたいな、発言つぶしみになってしまう

可能性もあるので、このことは皆さんでしっかり決めておかないといけないのではないかなというふうに思います。そのように感じました。

それと、もう一点は、委員会の活動の中の、委員会の適切な運用で委員長自らの委員長報告書の作成というのがあるのですが、果たして現実的に可能なかどうか。私がやった場合も含めて、これも慎重にもう一回、中身についてどの程度までとかもあると思いますが、作成に努めるのはいいと思いますけれども、ちょっと考えなければいけないのかなというふうに思いました。

最後です。経過措置についてはこのとおりで、私は現時点ではよろしいのではないかと、このように感じております。

以上です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議会基本条例の基本的な構成の問題なのだけれども、委員会の活動がございませぬ、委員会の活動。私のほうは、委員会、常任委員会がより積極的に市民との会話を求めるということで出しているのです。それで、委員会の活動については、項目としては第8章の議会及び議会事務局の体制整備のほうで整備したほうがいいのではないかと。委員会の適切な運営、委員会の部分だけ、そのほかにまだ言いますので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 6章全部です。

松野豊委員長 6章全部を8章に持ってきたほうがいいのかということですか。8章とあわせたほうがいいのかということですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

伊藤寛委員 そんなのは発言するのなら……

松野豊委員長 そう。ですから、一意見としてです。はい、次。

戸部源房委員 それから、私は議会基本条例の流山市の特徴として、議会事務局の体制整備の中に議会の予算、人事権、これの問題を初めから強調しているわけですが。これを持ってきたらいいのではないかと。これは、自治法とか、法律の問題があるから、これ表現は非常に微妙になってくるかもしれないけれども、そこら辺をきちっとうたっていったほうがいいのか。それから、議会の招集権、議長に付与ということで、ここら辺の問題をしっかりとらえて、二元代表制の明らかに議会が市長とは違っているのだということを目指したほうがいいのか。だから、議会の招集権、それから議会の予算、人事権。だから、ここら辺をしっかりとらなければ、流山市の特徴がないと。それで、ここら辺はもっと議論をする必要があると。国の法律、自治法、これに議会基本条例は今までの例では、これは全然逸脱はしていないのだ、みんななども。だから、表現は微妙なのだけれども、そういう問題を一步踏み出してやっていったほうがいいのか。それで、人事権も当然、これは二元代表制といっているけれども、議会事務局が市長に全権限があつて、それで任命され

たのでは、これは幾つかの例もあるのだけれども、やっぱり事務局の中で例えば5年とか6年とかやっている人がいないと、議会のいろんな条例とか、そういうものに対応できないと、こういうのは言われているので、私ははっきりこれを権限を議会が持つということではなくて、こちら辺のことをしっかりと述べて、あるいは交渉権とか、そういう面でもいいと思うのだけれども、そこら辺をしっかりとうたったほうがいいのではないかと、私はそういうふうに思います。

以上です。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 章立ての全体の構成は、こういう形にならざるを得ないかなというふうに思います。

ただ、これは余り同じだとあれなのでというので、三重県議会が議会改革の推進という項目を入れて、それで議会改革検討委員会の設置をその中でやっているのだけれども。そういう具体的な委員会の設置はともかくとして、議会改革を推進するのだというふうな章立てを入れてもいいのかなという、これは単なる思いつきですけども、そういう気はします。

それから、あと今規定内容について幾つか意見を述べたいのですが、第2章の議会の活動原則で、②の2の市民の多様な意見の的確な把握、黒丸の市政反映のための政策立案というふうにまとめてあるのですが、ここは市民の多様な意見を市政に反映させるということと、政策立案ということとちょっと違う側面があるので、もしその政策立案も含めてやるのだったら、ちょっと別枠にしたほうがいいのではないかとというふうに思います。一般質問などでも、市民の意見の把握とかというのは当然、議会活動全般について言えますので、それはもう少し整理をしたほうがいいのかなというふうに思います。

それから、同じこの第2章の議会の活動原則ですが、1、2、3、4つ目、会議規則、委員会規則及び云々かんぬんで継続的な見直しということですけども、これには委員会条例も含むべきではないのかなということ。それから、同じく第2章なのですが、会派ということで一応立てられているんですけども、会派という規定が必要なのかどうかということの議論はしたほうがいだろうと。こういう項目を設けていないところもありますので、それは必要なのかという議論をしたほうがいいのではないかと思います。

では、済みません。あと、先ほども出た予算、要するに予算要望のことなのですが、委員会のところ6章で、委員会の活動として委員会による議会費の予算要望書作成というふうになっているのだけれども……6章。

松野豊委員長 委員会の報告書による……

高橋ミツ子委員 委員会だと書いたほうがわかりやすい。

松野豊委員長 委員会による議会の予算要望ですか。

乾紳一郎委員 ええ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 これは、予算編成のことについては、委員会活動の中に盛り込むのではなくて、議会と行政との関係で、要するに予算要望を議会としてまとめて要望するとかというふうな置き方のほうがいいのではないかなというふうに思います。議会と執行部の関係の……

それと、あとさっき高橋さんが触れた委員長報告書の作成なのですが、これについてはここでは意見は出ただけけれども、みんな一致しているわけでもなくて、実際にこのところまで触れなくてもいいのではないかと。条例の中では触れなくてもいいのではないかと。やっているところから言えば、何だこんなことまで入れやがってというふうに思われるし、何かそれは実際の運用というかな、運用の中で議論をして決めていけばいいのではないかなというふうに思います。

あと、今戸部さんのほうから人事権、それから議会招集権の問題も出ましたけれども、これは議会事務局の強化に入れるのは、やっぱりちょっと違うのかなというふうに思うので、議長の役割とか、あるいは行政と議会の関係とか、そういう中で議会及び……議長の役割を明確にするとか、そういう中でやるべきことだろうなというふうに思います。ただ、議会招集権はちょっと難しいと、これは思います。

以上です。

松野豊委員長 現時点では難しい……

ほかいかがでしょうか。もう40分になってしまうのですけれども、あと一方ぐらい。

田中人実委員。

田中人実委員 細かいところで1点なのですけれども、第2章の議員の活動原則の3番目、団体、地域にとらわれない市民全体の福祉の向上を目指す活動と書かれているのですけれども、第2章、議員の活動原則。その頭の団体、地域にとらわれないというのは、あえて書かなくてもいい。これは細かいことになりますけれども、かえって書くと不都合が生じると思うので、原則は市民全体の福祉の向上を目指す活動でいいと思うのです。

松野豊委員長 ほかにはございますでしょうか。よろしいですか、今日のところは。ちょっと時間がもう来てしまったので、続きは28日ということと、あと皆さん、委員さんも日々お忙しいことと思いますが、改めて一応正副委員長と事務局で確認した限りは、今まで議論を重ねてきたこのA3の中で盛り込むべき、盛り込む方向で検討すべき。盛り込む方向で検討して、詳細については今後条文整理で再協議とかいう、いわゆる盛り込む方向だというふうに入っていたものは網羅したつもりでおりますが、一応見直しもしておりますけれども、もしかすると抜け漏れがあるかもしれませんので、その辺もちょっと一たん疑ってみていただきながら、28日までに一度それぞれの委員さんでその資料あるいは議事録をひも解いていただいて、一つ一つ検証をいただきたいと思っております。詳細については、また28日御協議をできればというふうに思います。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、(6)番、シンポジウムのチラシの最終決定ということで、これちょっとチラシ案は

皆、前回お配りしているのですけれども、僕もちょっと済みません、部屋に置いてきてしまった。大丈夫ですか。いいです。今副委員長もあるので。はい、あります。これを前回お配りをして、表紙の面、2パターン、デザイン案をお示ししましたが、どちらでいくかということと、それから、チラシの中身について、一度持ち帰って御検討くださいということをお願いしておりました。その前回の特別委員会の中で、パネルディスカッションについては、そのチラシ案の中ではパネラーであるとか、あるいはそのファシリテーター、司会進行役の名前等についてチラシ案の中では触れていないのですが、ここについては名前を全部お出しするという方向で編集をしていきたいというふうに考えておりますが、それぞれの委員さんの意見、改めてお伺いして、今日どちらのデザイン案でいくか決めていきたいと思いますが、御意見いかがでしょうか。

伊藤寛委員。

伊藤寛委員 両方とも非常にイメージの全然違うつくり方しているの、これ好みは非常に違うのではないかと思うのですが。私としては、戸部さんとも今話したのですが、こちらのほうがすっきりしているかなと思います。PRする意味ですから。ソフトはこっちもソフトですけれども。

松野豊委員長 こちらの縦書きで地方議会としてのあるべき姿というふうに入っているほうということですね。

ほかは御意見いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 2つに1つしかないですけれども、私の好みから言えば横書きで。希望を言えば、この地方議会としてのあるべき姿を太文字にして、もう少し目立つようにして。感じとしては、こっちちょっとかた過ぎるかなという気はするので、そう思います。

松野豊委員長 ほかにいかがですか。一応御参考までにとというか、私も今も仕事していますけれども、そういう広告デザインの仕事をしていますので、その観点から私のあくまでも私見というか、所感ですけれども、デザイン的なことと言うと、こちらの縦のほうは、見た人に印象を残すということを主眼に置いてデザインしています。2枚目の今乾さんお勧めのというこちらの横書きのほうは、見る人に印象は薄くなるのだけれども、ぱっと見たときの印象がやわらかい、今乾さんもいみじくもおっしゃったようにやわらかい、ソフトな感じ。ただし、ちょっと印象、相手の頭の中に、見た人の頭の中にちょっと印象が薄れてしまうというようなデザインで、恐らく印刷会社のほうのプロのデザイナーにつくっていただいていますので、デザイナーの意図としても、そういう相対照するものを出していただいたのだと思いますが、いかがいたしましょうか。今2つに割れてしまっているのですけれども。ほか御意見あれば。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私の感想として発言させてもらえば、どちらかといったら、茶色のこちらのほうが、年のせいか目にしっかりとまるという感じがするのです。やっぱり年のせいかなのもあ

した。こっち……

〔何事か呼ぶ者あり〕

高橋ミツ子委員　そして、こちらは本当やわらかい感じがしていいかなとは思っただけけれども、ちょっとインパクトが弱い感じがしたのです。そういうことからしては、茶色のほうが私はいいいというふうに考えました。中身については、シンポジウムのメンバーを入れていく、それでいいと思います。

松野豊委員長　もうちょっと御意見いただいてもいいのですが、時間もちょっと限られているので、申し上げますと、恐らくこの事務局にも確認したのですが、デザインのデータは、印刷会社から御提供いただけるようです。なので、例えばですが、議会として議会費で印刷するもの、議員さん1人当たり100枚程度で配布できるように印刷部数としては考えていますが、それは例えば縦書きのこのえんじ色のデザインでつくっておいて、せっかく横書きのものもデザインしてもらいましたので、例えば議員さんそれぞれの個人の活動の中で会報誌であるとか、あるいは朝の駅頭のチラシで使っていただくものを横書きで、データで印刷会社のほうから御提供いただいて、それをデータでも結構ですし、版下という形できれいな紙に印刷した形でお渡しすることも可能かと思いますが、それは個人の御活動の中で御使用いただくというようなことではいかがでございましょうか。よろしいですか。

乾委員の意見もちょっと取り入れて、この横書きのほうの地方議会としてのあるべき姿のところの長体といいますか、この文字の太さをもうちょっと太くしたものを印刷会社のほうからデータ提供をいただくというようなことでよろしいですか。文字がわかりにくい。ちょっとその辺、べた打ちになっているので、そこは字体を変えればいいと思うのですが、フォントの字体を変えたらいいと思いますが、その辺は事務局から印刷会社さんのほうに話をさせていただきたいと思います。

松野豊委員長　では、あとは正副と事務局に御一任いただくということでよろしいですか。

あと、中身の内容についてはいかがですか。そのデザインはそれでよろしいのですが。

藤井副委員長。

藤井俊行委員　私たちの会派からは、南流山センターですとか、北部公民館の各委員といいますか、委員以外の議員が参加します。全議員が取り組むということですので、各議員が100枚ずつもしノルマとして配布するような形になった場合には、各議員の名前が入っていないと配布するのに張り合いがないというような意見もありましたので、担当する地域の方たちの名前を入れてあげると、来る人もこの議員がいるのなら、このセンターに行こうとか、北部公民館に行こうとか、そういうこともあるかと思います。そして、この委員のメンバーの字をもう少し小さくしてもいいのかなと思います。それが会派の意見です。

松野豊委員長　南流山センターと北部公民館、緩やかに一応地域分けて担当議員というのを決めようと思っていますが。ただ、規定はできないと思います。その南流山センターの、名前入っていない

のに、あなたは北部公民館なのに何で来るのよとかというのもちょっとおかしい話だと思うので、その辺の整理かと思いますが、名前も入れたほうがわかりやすいというのはありますけれども、皆さん、御意見いかがでしょうか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 一応話の中では、流山センター、北部公民館の2カ所でやるのでしょうか。そうすると、このときはその地域の議員の担当、役割を決めると言っていました。決めて一応割り振りすると。今言ったように、担当でない人が来たとかなんとか、いけないとかということであるならば、全議員を対象、これは議会基本条例のあれだから、全議員対象になりますと。だけれども、中心は担当地域……

戸部源房委員 難しいのです。

高橋ミツ子委員 だから、その辺を議員は自由に参加できるということを申し添えておくような形、わかるような形になればいいのかなと一瞬思いました。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 今藤井副委員長と、それから高橋委員の話は、この生涯学習センターのこれとは別の話でしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

伊藤寛委員 裏面の話ししているのか。そうか。

戸部源房委員 裏面です。

伊藤寛委員 わかりました。済みません。

松野豊委員長 裏面のところですけども、ちょっと一応、もう既に事務局には指摘済みですが、皆さんに供しておく、裏面のほうが南流山センターの「南」が抜けています、「流山センター」になっています。それ「南」が入るよということは指摘済みです。それから、下の北部公民館も「北部公民会」になっているのです、よく見ると。これも「会」でなくて「館」だよということは、もう既に正副委員長のほうで指摘をしておりますので、一応御確認までに。誤植がありましたので。これは非常に難しいなと思っておりまして、私委員長としては。要するに議員さんも、自分の地域はここだよと限定している議員さんもいれば、全国区というか全部、私の地域はここですよと別に限定していないという議員さんたちもいる中で。ただ、今住所、議員さんが連絡先として置かれている住所で少し緩やかに分けて担当を2回に分けたという、今までの特別委員会の過去の議論の経緯があるのですが、そこは非常にちょっと難しいところで、そこに明々白々と議員さんの名前を入れてしまうことで、今度逆にその地域担当なのだということの色がつくというか、イメージがつくの嫌う議員さんもいらっしゃるかなと。ただ、今回は便宜上、そのメイン担当として、南流山センターは南部、東部だったかな、西部、南部かな。南部、東部。北部が北部、西部、中部という形で緩やかに分けているので、ちょっとなかなか難しいかなと思っておりますが、いかがでしょう

か。もう少しちょっと。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 その下に参加費無料と書いてあります。その下に議員自らが町に出て市民の皆さんと議会基本条例について、この文章のところに一応担当地域を割り振ったということを申し上げて、議員全員が参加できる人はどちらにでも参加できるような形で表現しておいたらいいのではないのかなと思いました。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 選挙地盤が全国区だとか、そんなことを言うと切りがないので。いわゆる小学校とか、中学校で学区で招待されるわけでしょう、我々。それに準じてやれば、別に問題ないと思います。

戸部源房委員 では、名前出して。

田中人実委員 そういうふうにすれば。

戸部源房委員 表現が難しい。

松野豊委員長 表現が難しいのですけれども。では、出すのは構わないという御見解でいいですか、皆さん。名前をそれぞれ振り分けて出すことについては。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、その辺ちょっと非常に表現が難しい、皆さんの御意思は酌み取ったのですけれども、具体的にそれを言葉にどう表現していくかということについて、ちょっと難しくて今すぐイメージがつかないのですが。これ……

田中人実委員 流山市南部、東部在住議員で……

松野豊委員長 では、今田中人実委員のほうから、流山市南部、東部在住議員で名前を入れる。北部、中部在住議員という形で、では名前を入れることについて御了承いただいたということで。あと、ちょっとレイアウト上、要するにその一番下に先ほど藤井副委員長からもありました我々委員の名前がかなり大きく入っていますが、その先ほど言ったほかの議員さんの名前を入れるとスペースが限りがあるので、ここの文字のフォントサイズといいますか、文字のサイズが少し落ちることは御了承いただければというふうに思います。あと、詳細についてはこちらに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 北川先生の来られるこのメインのシンポジウム、動員はあれですか。議員は1人何名とかないと、非常、参加者が少ないと失礼になってしまうし、もったいないということで、このチラシ1人100枚配って終わりだけでは、何か済まないような気がするのですけれども。

松野豊委員長 まず、動員目標について、あれ議論していたかな。1人10人ということのを以前に議論しております、この会議場で。1人、明確に10名ということではないですが、1人10名ぐらいだねというのは、会場のその生涯学習センターの箱の関係で300人がマックスなのです。300人

がマックスなので、議員28名いますので、議員さんが1人10名ずつ声をかければ280名ですねということで、以前の会議の中で確認をしております。それからもう一つ、その酒井委員のあった、では1人100枚でそれが間に合うのかということについては、これも以前に議論がありまして、足りなければ、あとは政務調査費なり、自分の個人の活動費の中でチラシを流用して配布をして呼び込みをしたらいいのではないかという意見が出ていたように思います。先ほどのそのチラシ案、デザイン案、1枚目の決めるに当たって、横書きのものを皆さん個人の活動で輪転機回していただきなり、会報誌に刷り込んでいただきなり、方法論はそれぞれの議員さんにお任せしますが、そういう形で配っていくということで整理を以前にしていたかと思えます。

乾委員。

乾紳一郎委員 具体的なその当日も含めて取り組みについては、その実施要綱みたいなのをつくって、その中で詰めていくことで、今チラシの問題だけに限定しましょう。

松野豊委員長 あと3分なので、伊藤委員、よろしくお願いします。

伊藤貴委員 さっき1番のこのやつでいった場合、後ろをモノクロにすると、この版を2枚つくらなくてはならないのです、一色刷にしても。だったら、表これなら、裏もこの色を使ったら、1枚の版でできてしまうのです。

松野豊委員長 色は一緒だと思う。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 経費の関係だと思いますけれども。今協議させていただいている中では、まず表が2色、裏が単色ということであります。これは、パソコンのデータの加工の関係でございますので、版權云々ということは、問題にならないと考えます。。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤貴委員 表3色って、どうして3色ですか。この顔写真、カラーにしようというの。

戸部源房委員 3色ではなくて、一色を単色表現したということなのです。だから、表2色と裏一色ということだと思いますが・・・。

松野豊委員長 済みません。その辺は時間の関係もあって、以前に御一任いただいているので、ちょっとお酌み取りいただいて、こちらでちゃんと当初予算内でおさまるように一応経費削減のことも考えた上でやりますので、ちょっと御了承いただければというふうに思います。はい、済みません。

ちょっと済みません。12時になってしまいましたが、最後(7)番です。今後のスケジュール確認についてですが、済みません、皆さんにお配りした資料の中にはグループと言い切っていますが、済みません、これあくまでも案です。先ほども少し申し上げましたが、28日の特別委員会で特に前文のところ、前文に入れたいキーワードというのを皆さんにそれぞれポストイット、附せんに書き出しをしていただいて、それをべたべた張ってやる手法が、俗にKJ法とかワークシヨップという形であるのですが、ちょっとそれにトライをして皆さんでさらに議論を深めたいなと

いうふうに思っております。それをこの9人全体でやると、ちょっと非常に時間をとってしまうので、グループちょうど9人ですから、3で割れるので、3つぐらいにグループを分けて、その少人数の中で議論していただいて、それを全体にそれぞれのグループが発表していただいて、皆さんで共有していくということをしてほしいなというふうに考えておまして、グループ分けの案としてお示ししております。分けた基準としては、期別、それから会派のバランス、余り同じ会派の人が一緒にならないようにということで会派を分けたのと期別のバランスを考えて、一たん案としてお示ししておりますが、私はこの組み合わせでは嫌だとかいうことがあれば、ちょっと御意見いただいて、特になければこのグループで。

田中人実委員。

田中人実委員 これ9人しかいないのに、何でワークショップを3つにやる、その意義がわからない。

それから、組み合わせも非常に、そんなことを言い出したら固まらないと思うけれども、何でワークショップにするのだからの意味がわかりません。

松野豊委員長 ワークショップにすることで、口頭ですと、通常一般的にですけれども、書き出すことによって、いわゆる口頭だけの議論ですと耳だけでやりとりすることになりますが、ワークショップにすると、書き出してペタペタ模造紙に張っていくことで、聴覚と視覚と両方使って議論ができるということで、より深い議論ができるということが一般的には言われております。3グループに何で分けるのかということについては、先ほど申し上げましたが、9人で議論をしていくと、進行上、時間が非常にかかるので、3グループに分けて細かいところで時間を決めて議論していただいて、その議論を1つにしてというほうが進行上、効率的に進行できるのでグループに分けたということです。

田中人実委員。

田中人実委員 それでは、特別委員会の中でやるのでしょうかけれども、この部分を協議会に切りかえて、自由に9人でやればいいのかではないですか。

松野豊委員長 別に協議会、特別委員会ということにこだわっているわけではなくて、進行、要するに10時から17時まで時間をとっておりますが、非常にその今後の進行をイメージしていったときに、9人でやると、ちょっとやってみないとわかりませんが、恐らく2時間から3時間かかるというイメージをしました。というのは、私自身が議員としてではないですが、以前から申し上げているように会社も経営してまして、企業の人事研修とかやって、そのワークショップを何度もやった経験がある関係上から言うと、9人でやると恐らく2時間、このボリュームだと2時間から3時間かかるのではないかなという目測をしております。逆に3グループにすると、恐らく2時間程度で終わらせることができるのではないかなという予測のもとにです。

田中人実委員。

田中人実委員 酒井さんの話を蒸し返す気はないのですが、唐突です、こういうワークショップ

やりたいというのは、委員長の考えはわかります。わかるけれども、今までいろんな専門的知見の活用にしても、委員長の方針あるいは思いをなるべく協力して私もやってきたつもりですけれども、このワークショップについて急に振られて、次28日にやると。私はちょっと、しかもこういう組み合わせ云々はいいですけれども、ちょっと理解をしかねます。

松野豊委員長 では、つまり今日は結論を出さないということによろしいですか。では、ワークショップについては検討をしたいということによろしいですか。それとも、ワークショップについてはやる気はないということですか。

田中人実委員 私は必要性はない。

松野豊委員長 必要性はないということですね。

ほかの委員の皆さんの御意見伺いたいのですが、乾委員。

乾紳一郎委員 私もワークショップにする、そんなに人数多いわけではないので、9人なので、する必要はあるのかなと。後であわせるときにいろんな別々の議論になったりしていると、またそこで同じ話になってしまうので、全体でやったほうがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 一応合議で決めていきたいと思っておりますので、別にこれでやりますよという御報告ではないので、一応案としてお示ししたということで御理解いただければと思っております。ほかの委員さんの御意見も一通り伺った上で、もう既に2名の方から疑問視する御意見が出ておりますので、ちょっと難しいかなとは思っていますが、一応現段階ではあくまでも案として御提示をしておりますので、ほかの委員の方の御意見もいただければというふうに思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 余りこだわらないのですけれども、3人というのは少ないなと思った、ワークショップやるといっても。だから、せめて9人でやるか、半分に分けて5人、4人の2グループぐらいがいいかなという、そういう印象です。

松野豊委員長 ほかはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 特になければ、疑問視の声が出ておりますので、ワークショップについては、ではやらないという判断をしたいと思っております。28日については、自由討議でそれぞれ協議をしていくと。ちょっと御理解いただきたいのは、それでもし28日に全部議論が尽きなかったら、また1回か2回、特別委員会を9月中旬に開催することについては御理解をいただきたいというふうに思います。この件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、最後にちょっと御連絡になりますが、もう以上で終わりますけれども、委員会終了後、私、委員長と事務局で、10月4日のシンポジウムの会場、生涯学習センターの下見に行ってみります。副委員長のほうは、午後代表者会議がありますので、ちょっと同席が困難と

いうことで聞いておりますので、私と事務局のほうで下見に行ってくることを御連絡をさせていただきたいと思います。

その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 御連絡でございます。シンポジウムに関係になりますけれども、9月28日にコミュニティ課のほうでNPO団体を対象といたしまして、市民活動協同フォーラムというのが行われます。大体200人ぐらいの規模で行われるということでございますので、10月4日にかなり近い時期でございますので、こちらのほうでチラシを配布していただけたということが確約とれましたので、ここで200ほど配布します。さらに市民活動センターで常設の案内文等を置く部分がございますので、こちらのほうにもチラシを置かせていただけますので、もしそちらのほうに常設のチラシをお持ち込みをお考えでいらっしゃった委員さんがいらっしゃいましたら、事務局のほうで手配いたしますので、先に御報告させていただきます。

松野豊委員長 これ特別委員会としてチラシを常設するということではないのですか。だから、今個人のチラシを常設するということですか。特別委員会として常設できるという状況があるけれども、では一応協議しないとイケないです。配布する前提ではなくて。

竹内議会事務局主査 市民活動センターで常設のパンフレットを置くコーナーがありますので、そちらに今回のシンポジウムのチラシを置きますという御報告です。

松野豊委員長 では、これは置かせていただく、それから9月28日の市民活動協同フォーラムにて200枚ほど配布をさせていただくということについては御了承いただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 特に異議なしということですので、せっかくの機会ですので、その広報のために配布をさせていただきたいと思います。

ほかはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 済みません。結局12時10分となってしまいましたが、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

閉会 午後 零時10分